

# アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査結果

令和 6 年 7 月

## 目次

- A. 調査の実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- B. アスリートへの性的ハラスメントの防止に向けた取組・ 2
- C. アスリートへの誹謗中傷の防止に向けた取組・・・・・・ 7



# A. 調査の実施概要

## 調査目的

アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及びSNS等における誹謗中傷等の問題に関して、スポーツ団体の現在の取組状況を把握するとともに、取組事例の横展開を図る。

## 調査対象

以下の各スポーツ団体における、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及びSNS等における誹謗中傷の防止に向けた、組織としての取組及び主催大会等における取組。

- 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)
- 公益財団法人日本スポーツ協会 (JSPO)
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会 (JPSA)  
(日本パラリンピック委員会 (JPC))
- 一般社団法人大学スポーツ協会 (UNIVAS)
- 公益財団法人全国高等学校体育連盟 (高体連)
- 公益財団法人日本中学校体育連盟 (中体連)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC)
- JOC・JSPO・JPCに加盟する中央競技団体 →

本資料において  
「統括団体等」

本資料において「NF」

## 集計対象期間

令和6年4月1日(月)～令和6年6月7日(金)

## 質問項目

【別添1-参考】のとおり

## 回答数

	統括団体等	NF	合計
調査対象団体数(a)	7	126	133
回答団体数(b)	7	113	120
割合(b/a)	100%	89.7%	90.2%

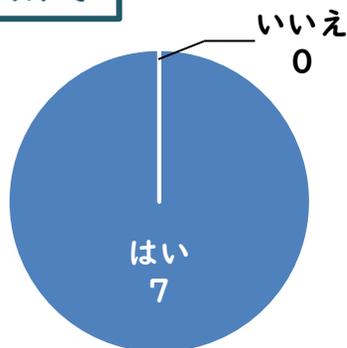
## B. アスリートへの性的ハラスメントの防止に向けた取組

### 概観

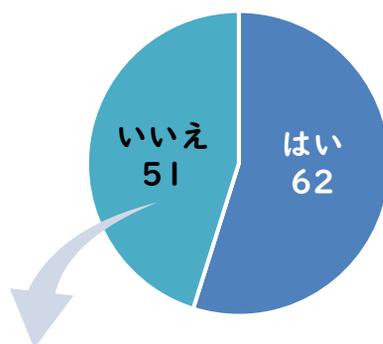
- ✓ 統括団体等は全ての団体で、NFは過半数の団体で、それぞれ写真・動画等による性的ハラスメントの防止に向け何らかの取組を実施している。
- ✓ NFにおいて取組を行えない理由として、マンパワー不足や取組方法が分からないことなどが挙げられている。
- ✓ NFにおいて取り組んでいる団体では、統括団体等作成のポスターが活用されているほか、撮影時のルールの策定や相談窓口の設置、研修を通じた意識醸成等が行われている。
- ✓ 取組に当たっての課題として、撮影機材がマイクロ化しており対策が難しいこと、盗撮か否かの判断が難しいこと、また啓発に当たっての資料作成が難しいこと等が挙げられている。

### Q. 性的ハラスメントの防止に向けた取組を行っていますか

#### 統括団体等



#### NF

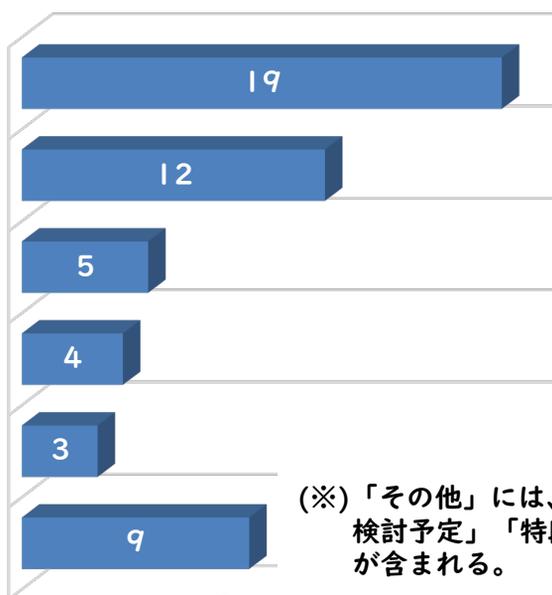


### Q. 取組を行っていない／行えない理由

#### NF

※自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング

- 競技・大会等の性質上  
事案が発生しづらい
- 前例がないため未検討
- マンパワー不足
- 一般的事項としての対応  
のみで、特化していない
- 取組方法が分からない
- その他(※)



(※)「その他」には、「主催大会がない」「今後検討予定」「特段理由はない」といった回答が含まれる。

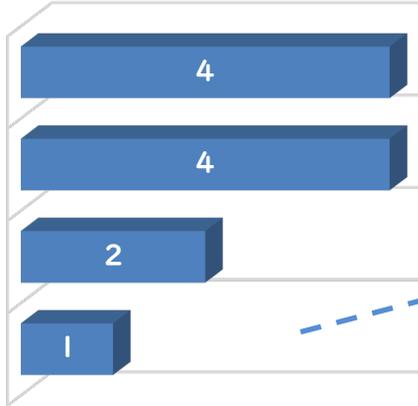
# Q. 取組を行っている団体における取組内容

※任意回答。自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング。

## ① 競技場内での盗撮等防止に向けた取組

### 統括団体等

- 撮影の許可制(禁止含む)、撮影可能エリアの指定
- 大会役員・警備員等による巡回・監視
- 撮影・機材等ルールの設定、報道ハンドブックの作成
- 統括団体作成啓発ポスターの掲示

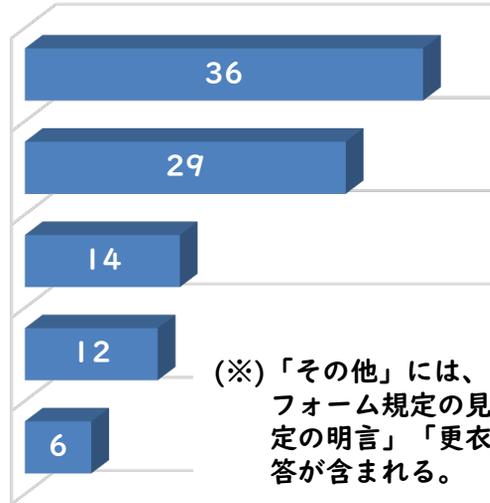


et 統括団体作成 啓発ポスター



### NF

- 撮影の許可制(禁止含む)、撮影可能エリアの指定
- 大会役員・警備員等による巡回・監視
- 撮影・機材等ルールの設定・周知
- ポスター・場内アナウンス・HPを通じた周知・啓発
- その他(※)



(※)「その他」には、「SNS発信時の許可制」「ユニフォーム規定の見直し」「肖像権管理に関する規定の明言」「更衣室覗き見防止対策」といった回答が含まれる。

## 取組事例

**全日本柔道連盟**では、主催大会の要項に会場内での撮影ルールを掲載。ハラスメント目的の疑念を生じさせる映像・写真の撮影及び使用の禁止や、違反時のデータ削除・退場処分についても明記している。

公益財団法人 全日本柔道連盟  
All Japan Judo Federation

「会場内における撮影について」

- 観客の撮影に関して
- 選手、関係者の権利保護ならびに大会の円滑な運営のため、報道関係者を除く来場者(大会関係者を含む)の、大会における撮影について制限を設けます。各禁止行為、セキュリティ上問題となる行為が行われた場合や、場内警備員、係員の指示に従わない場合は、データを削除のうえ退場いただく場合があります。また、会場内で撮影された映像、写真は撮影した個人、または、出場選手の所属団体による利用に限り可能です。ご理解とご協力をお願いいたします。

以下の行為は禁止とさせていただきます。

- 営利目的、選手・関係者等の肖像権を侵害する映像・写真の撮影及び利用
- 選手や関係者等の尊厳を傷つけるハラスメント目的(性的ハラスメントを含むがこれに限らない)の疑念を生じさせる映像、写真の撮影及び利用
- 個人または出場選手の所属団体による利用の範囲を超えた撮影
- 他の観客の観戦を妨げる三脚、一脚、望遠レンズ等を使用した撮影
- フラッシュ等を使用した撮影
- ライブストリーミング(ライブ配信)行為
- 大会中に撮影した映像、写真を撮影した個人または出場選手の所属団体による利用の範囲を超えて雑誌、インターネット、ソーシャルメディア、その他の媒体に掲載すること

(全日本柔道連盟HPより)

**日本パラバレーボール協会**では、大会時、観戦者の目につく観覧席に注意喚起文書を掲示。撮影した映像・静止画等の配信等の禁止を明示している。

### 写真・ビデオ撮影等についてのお願い

日頃よりご声援をいただき、誠にありがとうございます。  
日本パラバレーボール協会では、男女の試合が行われるため、競技スポーツとしてではなく、興味本位(特に女性を被写体とした)で撮影された写真をインターネット等で公開されることが無いよう、写真撮影およびビデオ撮影等について、大会主催者の許可を受けている方以外の皆様へ、以下の通りお願いしております。

- 望遠レンズを使用した写真撮影、ビデオカメラによる撮影等は禁止いたします。
- 営利目的等で競技、試合前後等セレモニー、観客等の写真撮影またはビデオ撮影は禁止いたします。
- 撮影した映像(静止画も含む)、音声の全部または一部をパラバレーボール協会の許可なくインターネット、その他のメディア等を通じて配信することは禁止いたします。

一般社団法人 日本パラバレーボール協会  
(日本パラバレーボール協会提供)

## ②盗撮等問題に関する周知に向けた取組

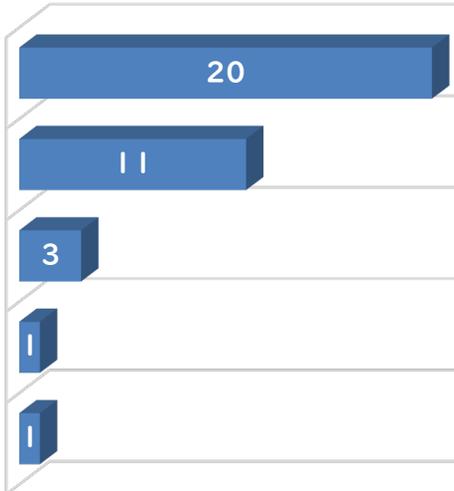
### 統括団体等

- ◆統括団体作成啓発ポスターの周知・掲示等
- ◆「NO! スポハラ」活動特設サイトを通じた啓発



### NF

- 統括団体作成啓発ポスターの掲示・HP掲載
- 研修やミーティング等を活用した周知・啓発
- 団体としてのステートメント・規定等のHP公表
- 団体作成ポスターの掲示・周知
- 練習中の携帯電話別場所保管



## 取組事例

日本エアロビック連盟では、性的ハラスメントに特化したものではないが、関係者への啓発活動の一環として、メールマガジンにおいて「フォトハラ」を取り上げ、誰もがハラスメント当事者になり得ることや注意点を周知。

#### ■はじめに

ここ数年、ハラスメントという言葉をよく耳にするようになりました。パワーハラ、モラハラ、セクハラなど、人を悩ます言動や地位・立場を利用した嫌がらせは社会問題となっています。そこで今回は、あまり耳馴染みのないフォトハラを取り上げることにいたしました。

#### ■フォトハラ(フォト・ハラスメント)について

フォトハラとは、許可を得ずに写真を撮ったり SNS にアップロードする行為をいいます。SNS にアップしなくても、許可なくスマホなどで撮影することもフォトハラに当たります。

大半は悪意ではなく、参加者に見てもらいたい、写真を共有したい、という善意の気持ちから生まれるものです。しかし、対象者の周囲に第三者が写り込んでしまった場合、写りが悪いので公開してほしくない、不特定の人に見られることに苦痛を感じる、と思う人がいてもおかしくありません。これはイベント会場だけに限らず、職場の歓迎会でも言えることです。上司からの写真撮影や SNS への投稿依頼は、みんなが承諾したために断りにくい環境が生まれ、口に出せない苦痛を感じる人がいるかもしれません。

また、スマホで撮影した写真には位置情報が自動的に書き込まれる場合があります。位置情報の書き込まれた写真を SNS に投稿すると、「何月何日にどこにいた」ということが判明します。それが個人情報の特定につながることもあるのです。

公の場で偶然写り込んでしまった場合、それが肖像権の侵害には当たらないこともありますが(スポーツ中継など)、SNS 上に顔写真や個人情報をアップすることはプライバシーの侵害となる危険性があるのです。そこで写真撮影や SNS へ投稿をする場合には、相手の事前承諾を得ること、第三者の写り込みに注意することが必要となります。

日本体操協会では、競技場内での盗撮防止方策に加え、隠し撮りの撲滅に向けた盗撮禁止ポスターを作成し、HP に掲載。PDF形式でダウンロードができ、都道府県体操協会ならびに関係団体が使用できるようにしている。また、HPでは盗撮防止ポスターのほか、暴力・暴言防止ポスターも作成・掲載している。



(日本エアロビック連盟提供・抜粋)

(日本体操協会HPより)

### ③アスリートへのサポートに関する取組

#### 統括団体等

- ◆相談窓口の設置・案内  
(事案に応じた競技団体等への注意喚起や対応要請、相談機関の紹介、弁護士・警察等専門家への相談等)
- ◆アスリートへの研修による意識向上と対応策の伝達

トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口(JSC HP)



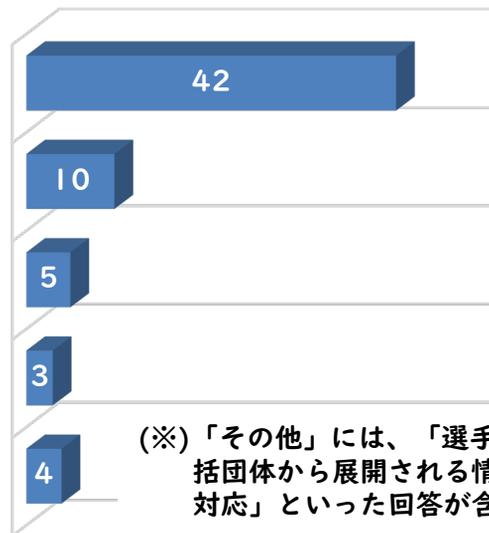
JSCでは、トップアスリートに対して過去4年以内に行われたスポーツ指圖における暴力・ハラスメント(暴力、暴言、パワハラ、セクハラ、不適切な指導)等について相談を受け付けています。スポーツ指圖におけるハラスメントにお困りの時は、ひとりで悩まずにご相談ください。



【動画】『90秒でわかる』トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口 (YouTubeへリンクします)  
 1. トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口とは? / 2. トップアスリートとは? その関係とは? / 3. 相談の対象となる行為とは? / 4. 相談の目的 / 5. 相談の方法 / 6. 相談窓口の設置経緯 / 7. 受け付け時間

#### NF

- 相談窓口・通報窓口の設置・照会
- 弁護士や外部機関との連携
- 研修会やミーティング等を通じた啓発
- 事案に応じ投稿削除申請方法レクチャーや削除依頼を実施
- その他(※)



(※) 「その他」には、「選手へのヒアリングの実施」「統括団体から展開される情報の共有」「相談毎の個別対応」といった回答が含まれる。

#### 取組事例

日本パラ陸上競技連盟では、合宿時等に選手にヒアリングを実施し、嫌な思いをしたり、傷つけられたりした経験がないか等を話し合う機会を設けている。



日本パラバドミントン連盟では、相談内容によって適切に対処できるよう、男女別対応が可能な体制を構築している。



## ④特にジュニア選手（大会）を対象とした取組

### 統括団体等

- ◆撮影の許可制、撮影可能エリアの指定
- ◆大会役員や警備員の巡回
- ◆子ども用相談窓口の設置

### NF

- ◆保護者への事前説明・ルールの徹底
- ◆着替えや着衣に関する指示
- ◆統括団体等との連携
- ◆大会運営を行う指導者への注意喚起



## ⑤その他、団体独自の取組

### 統括団体等

- ◆JSPO公認スポーツ指導者資格共通科目養成カリキュラムにおいてハラスメント行為等に関する内容を包含

### NF

- ◆競技特性に合わせた異性パートナーとの関わり方等に関するルール設定・注意喚起
- ◆ユニフォームやインナー等の工夫

## Q. 取組に当たっての課題等

※任意回答。自由記述回答を一部スポーツ庁においてグルーピング。

- ◆会場が広く観客が多いと、盗撮を阻止することが難しい。また、撮影機材がマイクロ化しており、発見することも難しい。
- ◆参考にできるものが少ないため、他団体の防止策や具体的な事象を知りたい。
- ◆法令の限界（「性的姿態」のハードル等）もあるなかで、対処が難しい。また、盗撮かどうかの判断が難しい。具体的な対応方法・処分基準が必要。
- ◆アスリートへ周知・啓発するための資料作成が難しい。
- ◆いち団体がSNSの規制をかけることは難しい。
- ◆海外開催の大会等においては各国の理解や協力も不可欠であり、対策が徹底しづらい。

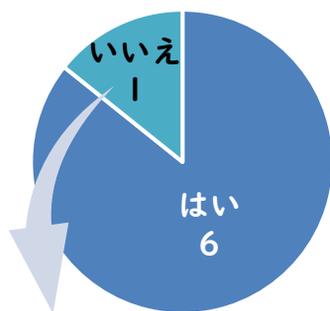
# C. アスリートへの誹謗中傷の防止に向けた取組

## 概観

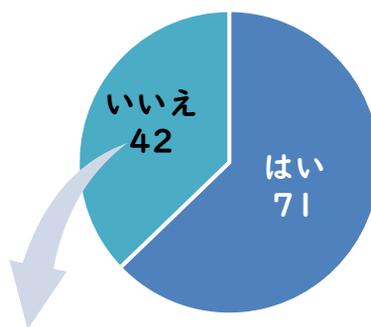
- ✓ 統括団体等もNFも、過半数の団体が、誹謗中傷の防止に向け何らかの取組を実施している。
- ✓ NFにおいて取組を行えない理由として、マンパワー不足であることなどが挙げられている。
- ✓ NFにおいて取り組んでいる団体では、研修や講習会等を通じた周知・指導や相談窓口の設置、大会開会期におけるネットパトロールの実施等が行われている。
- ✓ 取組に当たっての課題として、「誹謗中傷」の定義が曖昧であることによる対応の難しさや、アスリートだけでなく指導者等スタッフを守る必要があること等が挙げられている。

## Q. 誹謗中傷の防止に向けた取組を行っていますか

統括団体等



NF



## Q. 取組を行っていない／行えない理由

※自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング

統括団体等

- ◆現時点で事案の発生が稀であり、発生した場合でも在籍校や教育委員会において対応することが多い。

NF

事例が発生していない・  
必要性が生じていない

23

マンパワー不足

9

アスリートのSNS利用が少ない

3

協会の組織的な取組がない  
(※1)

3

その他(※2)

4

7

(※1)「組織的な取組がない」には、「アスリート委員会が随時対応・協会へ報告」「統括団体等の講座を活用するのみ」といった回答が含まれる。

(※2)「その他」には、「今後検討予定」「特段理由はない」といった回答が含まれる。

## Q. 取組を行っている団体における取組内容

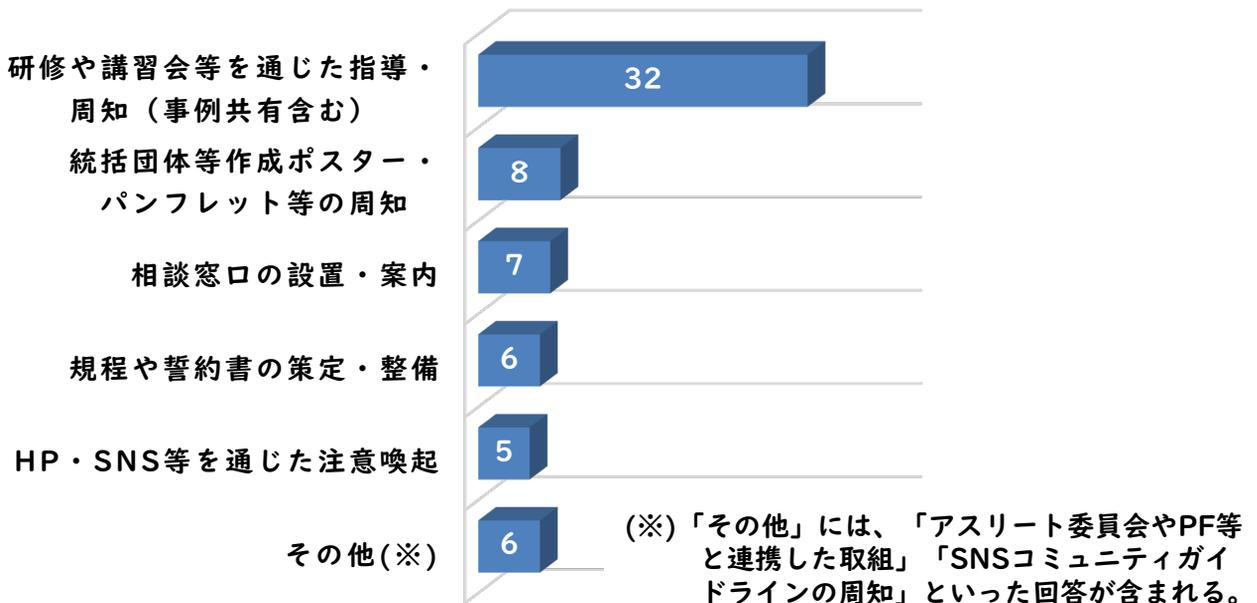
※任意回答。自由記述回答をスポーツ庁にてグルーピング。

### ① 誹謗中傷問題に関する周知に向けた取組

#### 統括団体等

- ◆ 統括団体作成啓発ポスターやスポーツ庁事務連絡の周知・掲示等
- ◆ 「NO! スポハラ」活動特設サイトを通じた啓発

#### NF



### 取組事例

Jリーグでは、SNSによる誹謗中傷防止啓発映像を作成。YouTubeにおいて公開しているほか、試合前やハーフタイムに放映している。



前田真聖さんが25年前を再現「ネットいじめはサイテーだよ。カッコ悪い。」 Jリーグ SNS誹謗中傷防止啓発映像  
Jリーグ公式チャンネル

(Jリーグ公式YouTubeチャンネルより)

## ②アスリートへのサポートに関する取組

### 統括団体等

- ◆相談窓口の設置・案内  
(事案に応じた競技団体等への注意喚起や対応要請、相談機関の紹介、弁護士・警察等専門家への相談等)
- ◆アスリートへの研修による意識向上と対応策の伝達

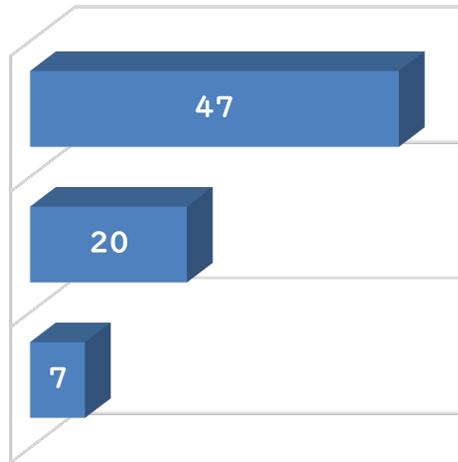


### NF

相談・通報窓口の設置・案内

事案に応じた弁護士との連携・警察への通報、投稿削除対応、謝罪要請等

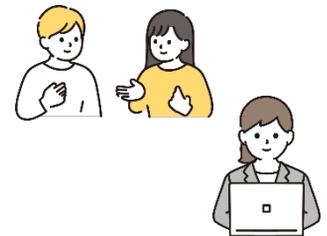
研修や講習会等を通じた指導



### 取組事例

日本パラサイクリング連盟では、アスリートが広報担当スタッフにSNS発信などの相談ができる体制を構築。

また、広報担当スタッフをはじめとする職員が随時SNSパトロールを行い、誹謗中傷事案がないかの確認を行っている。



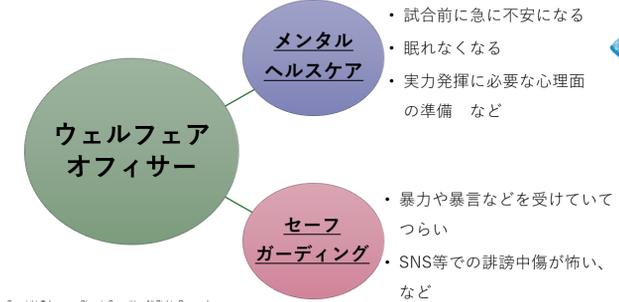
### ③特に大会開会期における取組

#### 統括団体等

◆会場内巡回の実施や統括団体作成啓発ポスターの掲示

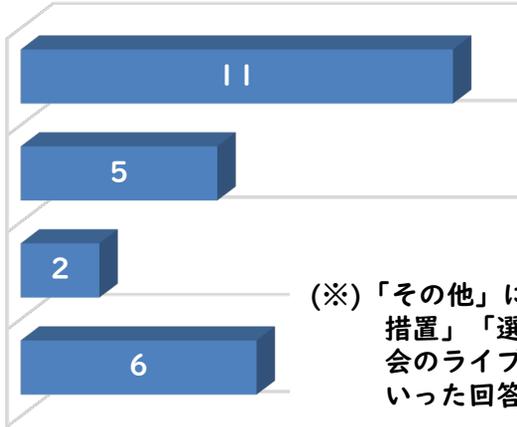
◆セーフゲーディングオフィサー・ウェルフェアオフィサーの配置

…JOCにおいては、パリ大会時、競技に関わる選手団全員のメンタルヘルスを守る心の専門家（メンタルヘルスケア）と、スポーツの場面でのあらゆるハラスメントや誹謗中傷等の言葉の暴力で悩んでいる選手をサポートする専門家（セーフゲーディング）を配置。



#### NF

- ネットパトロールの実施
- 規程や注意事項・ガイドラインの作成・共有
- 監督や選手への指導
- その他(※)



(※)「その他」には、「事案に応じた書き込み削除措置」「選手・委員会からの情報収集」「大会のライブ配信時のチャット機能OFF」といった回答が含まれる。

#### 取組事例

日本ブラインドサッカー協会では、代表選手の大会中のSNS利用について「大会期間中におけるSNSガイドライン」を策定。

大会の管轄等ごとにカテゴリ分けし、それぞれのカテゴリの大会に応じたルールを明文化している。

SNSの投稿について、「投稿してよい内容」と「投稿してはいけない内容」をそれぞれ具体例とともに明示している。

##### 【Aランク大会におけるガイドライン】

大会期間中、国際視覚障害者スポーツ連盟および日本ブラインドサッカー協会の管轄となり、日本ブラインドサッカー協会のガイドラインに従い運用します。大会およびJBFAパートナー、メディアの役割を守る必要性があります。

- ・大会期間とは、直前直後の集合時間から帰国日までとします。
- ・試合前バスに乗り込むところから、試合終了後2時間まではSNSの投稿を禁止します。

##### ①メディア取材について

- 原則、報道関係者が選手にインタビュー可能なのはミックスゾーンのみです。それ以外で取材を受ける場合、交渉は選手が直接することなく、広報担当者もしくはそれに相当する担当者を通じてください（取材を受ける場所は別途指示します）。
- メダルを獲得した場合などを除き、原則として当日の出場競技が全て終了した後など、競技パフォーマンスに支障のない範囲で取材を受けるようにしてください。
- 優勝などした場合は、国民啓蒙に大きく貢献する出来事ですので、体調管理のできる範囲で取材要請に応えるようお願いいたします。
- 態度や発言が国民の障がい者スポーツや障がい者理解に大きな影響を与えることを理解し、清潔かつ爽やかな印象を与えることを意識して取材に臨んでください。
- 営利目的とみなされる場所での取材や発言、他の選手等の名誉を傷つけたり批判したりする言動は控えてください。

##### ②ソーシャルメディア等への動画・音声投稿

- 投稿してよい内容
- 【○】アクレ有効区域外での投稿
- 投稿してはいけない内容
- 【×】アクレ有効区域内での動画・音声はLIVE中継や録画に関わらず全て禁止です。

##### ③ソーシャルメディア等への文字・写真投稿

- 投稿してよい内容
- 【○】自分自身が経験したことについて一人称、日記形式で個人的な感想を書くこと  
例：○○のディフェンスはすごいと感じた、金メダルを獲得できて嬉しい
  - 【○】文章の一部に大会名（世界選手権、アジア選手権 など）を使うこと  
例：アジア選手権には特別な想いがある、世界選手権は集大成の場だ
  - 【○】観客席からの撮影写真（動画は禁止）、日本選手団の居住区内の写真、選手村プラザでの写真（自分と家族・友人のみ）、街中等アクレ有効区域外での写真

##### 投稿してはいけない内容

- 【×】JBFAパートナー以外の企業・団体や商品のPRにつながる記載  
例：○○（商品名、企業名）のおかげで疲労回復した（JBFAパートナー企業であれば可）
- 【×】他の参加者や組織の個人情報・秘密事項や施設のセキュリティについて  
例：○○選手は足を痛めている、入口Bは深夜の監視が甘い
- 【×】他の選手、コーチ、組織の誹謗・中傷  
例：あの審判ジャッジに納得できない、○○コーチの指示はおかしい

(日本ブラインドサッカー協会提供・抜粋)

## ④その他、団体独自の取組

### 統括団体等

- ◆JSPO公認スポーツ指導者資格共通科目養成カリキュラムにおいてハラスメント行為等に関する内容を包含（JSPO）

### NF

- ◆広報理事・広報役員による日々のSNS等の確認
- ◆アスリート委員会等を通じた選手へのアンケートの実施
- ◆競技に関するSNS等への投稿の制限

## Q. 取組に当たっての課題等

※任意回答。自由記述回答を一部スポーツ庁においてグルーピング。

- ◆参考にできるものが少ないため、他団体の防止策や具体的な事象を知りたい。
- ◆いち団体がSNSの規制をかけることは難しい。選手としては広く競技を周知したい気持ちもある。
- ◆選手だけでなく、指導者等スタッフにも誹謗中傷が及んでおり、幅広い取組と継続的な注意喚起が必要。
- ◆パワハラやセクハラ、誹謗中傷の定義が曖昧で判断が難しい。
- ◆SNS等の専門知識を持った人材育成やボランティアスタッフが必要。また、炎上前の投稿に関する教育だけでなく、炎上後の対応等に係る教育も肝要。
- ◆選手個人に届くDMには踏み込むことができず、プラットフォーム事業者に通報してもすぐには削除されない。事業者の理解、警察の介入、投稿者の摘発等の進展が望まれる。モニタリングする側のメンタルケアも肝要。
- ◆上部・下部団体等との連携においてそれぞれの判断にタイムラグが生じてしまう。



## アスリートへの性的ハラスメント及び誹謗中傷の防止に向けた取組に関する調査

- 本調査は、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメント及びSNS等における誹謗中傷の防止に向けたスポーツ団体の取組状況を調査し、また取組事例の横展開を図ることを目的に、スポーツ庁競技スポーツ課が行うものです。
- 御回答いただいた内容について、スポーツ庁より問合せさせていただく場合があります。
- 本調査に御記載頂いた取組事例は、今後、スポーツ庁がスポーツ団体向けに発出する事務連絡の中で団体名等を示した形で記載させて頂く可能性があります。その場合、記載内容は事前に御確認いただく予定です。
- 本件に関するお問合せは、スポーツ庁競技スポーツ課・吉木 ([03-6734-2679/kyosport@mext.go.jp](mailto:kyosport@mext.go.jp)) までお願いいたします。

※選択した回答によって遷移先の問が変わるため、実際の回答時の問番号とは異なります。

\* 必須

### 【A】回答者の基本情報について

1. 団体名を以下から1つ選択してください。\*

- 公益財団法人日本オリンピック委員会
- 公益財団法人日本スポーツ協会
- 公益財団法人日本パラスports協会
- 一般社団法人大学スポーツ協会
- 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- 公益財団法人日本中学校体育連盟
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 中央競技団体

3へ

→ 2へ

2. 団体名を入力してください。\*

3. 担当者の職名及び氏名を入力してください。\*

4. 担当者の連絡先（電話番号）を入力してください。\*

5. 担当者の連絡先（メールアドレス）を入力してください。\*

## 【B】アスリートへの性的ハラスメントの防止に向けた取組について

本セクションでは、写真・動画等によるアスリートへの性的ハラスメントの防止に向けたスポーツ団体の取組等について伺います。

6. あなたの団体では、アスリートへの写真・動画等による性的ハラスメントの防止に向けた取組を行っていますか。\*

はい → 8 へ

いいえ → 7 へ

7. 取組を行っていない（行えない）理由をご教示ください。\* → 13 へ

8. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**① 競技場内での盗撮等防止に向けた取組**

（例：撮影の許可制、撮影禁止エリアの設定、機材等のルール制定、警備員の巡回 等）

9. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**② 盗撮等問題に関する周知に向けた取組**

（例：啓発ポスターの作成、統括団体が作成しているポスターの周知 等）

※団体独自にポスターを作成されている場合、可能であれば、メールにて送付いただけますと幸いです。

10. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**③アスリートへのサポートに関する取組**

(例：団体の相談窓口の設置、既存の相談窓口の紹介 等)

※相談窓口を設置している場合には、どのような役割を担っているか（事案に応じた警察への通報、投稿の削除申請方法のレクチャー等）についても併せてご教示ください。

11. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**④特にジュニア選手（大会）を対象とした取組**

※中体連、高体連、UNIVASにおかれては本問はご回答不要です。

12. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**⑤その他、団体独自の取組**

13. 本問題に取り組むうえで課題に感じていることや、実際にあった相談事例（可能な範囲で構いません）、その他ご意見等があればご教示ください。

## 【C】アスリートへの誹謗中傷の防止に向けた取組について

本セクションでは、アスリートへのSNS等における誹謗中傷の防止に向けたスポーツ団体の取組等について伺います。

14. あなたの団体では、アスリートへのSNS等における誹謗中傷対策に関する取組を行っていますか。\*

はい →16へ

いいえ →15へ

15. 取組を行っていない（行えない）理由をご教示ください。\* →20へ

16. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

### ①誹謗中傷問題に関する周知に向けた取組

（例：啓発ポスターの作成、統括団体が作成しているポスターの周知 等）

※団体独自にポスターを作成されている場合、可能であれば、メールにて送付いただけますと幸いです。

17. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

### ②アスリートへのサポートに関する取組

（例：団体の相談窓口の設置、既存の相談窓口の紹介 等）

※相談窓口を設置している場合には、どのような役割を担っているか（事案に応じた警察への通報、投稿の削除申請方法のレクチャー等）についても併せてご教示ください。

18. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**③特に大会開会期における取組**

(例：ネットパトロールの配置 等)

19. 以下の内容について取り組んでいることがあればご教示ください。

**④その他、団体独自の取組**

20. 本問題に取り組むうえで課題に感じていることや、実際にあった相談事例（可能な範囲で構いません）、その他ご意見等があればご教示ください。

---

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。